

4. 関連資料

以上6大学院・研究科のほか、本プロジェクトでは埼玉大学大学院教育学研究科（既存の大学院を、教職大学院に転換しない形で教員養成機能を強化する）より資料の提供を受けた。

また、2008年2月1日には、信州大学大学院教育学研究科・橋本光明教授をお招きして、同大学院教育学研究科の大学院 GP「授業研究アリーナで共創する『臨床の知』」に関する話題提供を元に研究会を開催した。

以下に関連資料を採録する。

- 埼玉大学大学院教育学研究科の短期的改革について（案）
- 授業研究アリーナで共創する「臨床の知」（2/1 研究会レジメ）
- 大学院における教科実践力強化プログラムについて
 - 一信州大学教育学研究科・大学院G Pの取り組みから
- 大学院G P「教育プログラムの概要及び採択理由」

平成 19 年 7 月 20 日

埼玉大学大学院教育学研究科の短期的改革について（案）

大学院改革検討 WG

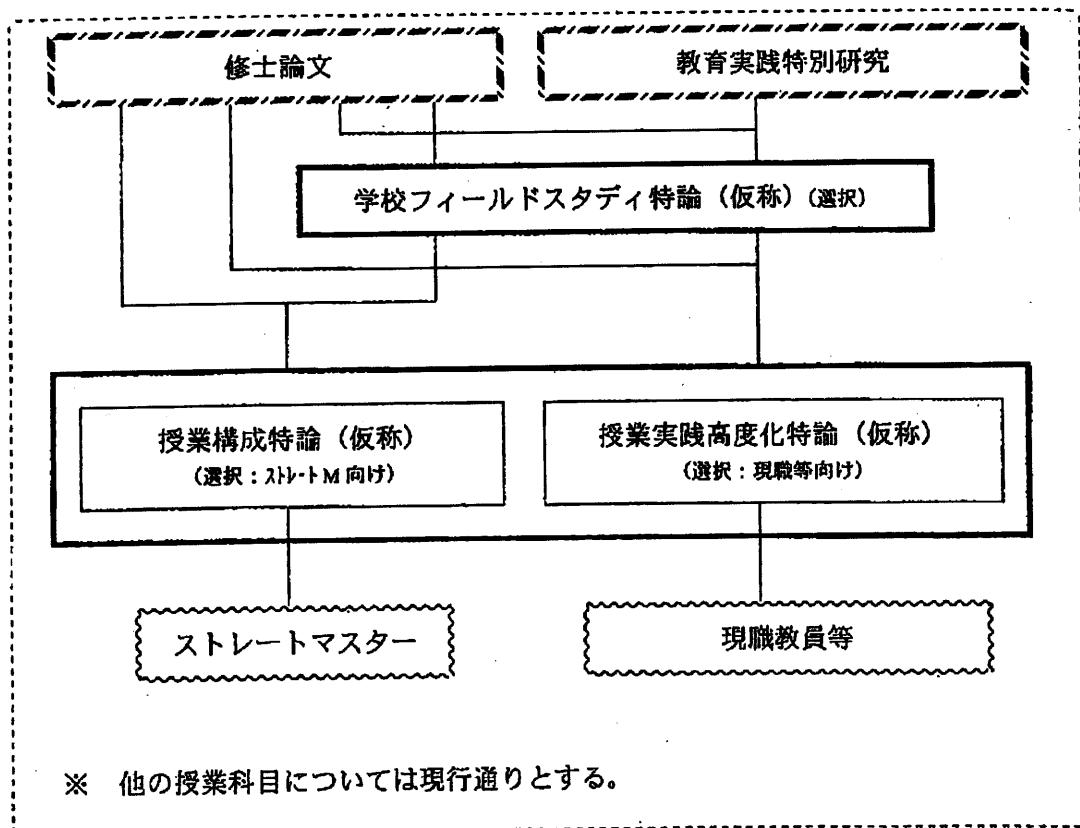
埼玉大学大学院教育学研究科の改革について、当 WG は中期的な展望と長期的な課題を検討の上に、短期的な改革について提言をする。なお、短期的改革として、下記の事項を平成 21 年度（一部は 20 年度）より実施するように準備を進める。

1. 大学院の教員養成機能及び教員研修機能を充実させるためのカリキュラム改革

(1) 履修モデルの明確化

当 WG にて、検討してきた短期的なカリキュラム改革の構想は次の通りである。

平成 21 年度から実施すべきものとして、「学校フィールドスタディ特論（仮称）」、「授業構成特論（仮称）」／「授業実践高度化特論（仮称）」の 2 種類の実践的科目を開設することとする。



(ア) 専修開設科目「学校フィールドスタディ特論（仮称）」(通年 1 単位、選択)

[趣旨] 学部の方では平成 19 年度よりスタートしている。「学校フィールドスタディ特論（仮称）」は各専修ごとに開設し、学部の「学校フィールドスタディ B」と同時開講的に実施した場合、院生に対しては研究的な視点で取り組みができるようとする。

[留意事項] 「学校フィールドスタディ B」と同時並行的に実施した場合の、院生の研

究的な視点での取り組みについて検討・集約していく必要がある。

(イ) 専修開設科目「授業構成特論（仮称）」／「授業実践高度化特論（仮称）」（通年2単位、選択）

[趣旨] これらはストレートマスター及び現職教員向けの教育実践的な授業として位置づける。ストレートマスターの場合は「授業構成特論（仮称）」として登録し、現職教員の場合は「授業実践高度化特論（仮称）」として登録する。学期に2回程度の授業研究とし、事例研究を中心にする。実践力を付けるためのものとする。

[留意事項] 授業をするための場所と助言者が必要であり、学内での工夫とともに教育委員会との連携を進める。

このうち、(ア)は学部の同様の開設科目と連携して開設することが適切である。また、(イ)は、ストレートマスターと現職教員等で履修科目名を変える。「授業構成特論（仮称）」がストレートマスター、「授業実践高度化特論（仮称）」が現職教員等である。

なお、カリキュラム上の位置づけは「専修開設科目」の中の「総合科目」とする。また、「教育実践特別研究」を（修士論文ではなく）選択した場合はこれらの実践的科目（ア）(イ)を必修とする。

(2) 履修の多様化に対応した制度改革

当WGにて、検討してきた短期的な制度改革の構想は次の通りである。

平成20～21年度から実施することとする。

(ア) 長期履修制度（3～4年、学費は2年分）の制定

[趣旨] 大学院での勉学と研究を長期的（3～4年間）に進めやすいようにし、大学院を利用しやすいようにする。

[留意事項] 学費問題（2年分の学費でよしとすること）については現行の規程を拡大することで調整をはかる。『履修の手引き』32頁の改定と関連事項の整備をカリキュラム委員会にて行う。なお、平成21年度より実施することとする。

長期履修制度の適用を受けようと考える現職教員等は、入学年度の4月に修業年限3～4年の履修計画を作成し申請の上、大学が認めた場合に適用されることとする。なお、ストレートマスターの場合は適用しない。

(イ) 大学院設置基準改正にともなう履修制度の変更：修了要件の変更

[趣旨] 修了要件が、法的には平成19年度より「修士論文または教育実践特別研究」となっている。履修規程の改正と関連事項の整備をカリキュラム委員会にて行うこととする。なお、平成20年度より実施することとする。

[留意事項] 現行規程における運用との整合性を図る。現行の3要素（論文、発表会、最終試験）は遵守し、修士論文と教育実践特別研究との差異を程度の差としないこととする。なお、ストレートマスターの場合は教育実践特別研究による修了を認めない。